

「特別の料金」改定のお知らせ

医療機関の機能・役割に応じた適切な受診を行うようお願いします。

令和4年10月1日から、国の制度見直しにより、紹介状を持たずに外来受診する患者等の「特別の料金」の額を引き上げます。**ただし、保険医療機関に対しての保険給付※1から一定額が差し引かれることとなっています。**（この改定は増額した金額相当を診療報酬から減算するため、病院の利益目的ではなく、法令による義務化となります）

※1 保険給付とは、保険者から保険医療機関に支払われる金額のことをいいます。

- 一部の病院に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担等の課題が生じています。
- このため、国の制度により、当院は、紹介状を持たずに外来受診する患者等の皆さまから、一部負担金（3割負担等）とは別に、「特別の料金」を徴収することとされています。
- まずはお住まいの地域の医療機関を受診し、必要に応じて紹介を受ける等、医療機関の機能・役割に応じた適切な受診を行うよう、お願いいたします。

■ 当院における「特別の料金」の内容（赤字・下線は、令和4年10月1日からの見直し内容）

「特別の料金」の対象となる患者	初診	他の医療機関からの紹介状なしで受診する患者 （患者の希望により、受診中の診療科以外の科を受診された場合も含む）
	再診	当院から、他の医療機関への紹介状を交付されたにもかかわらず、当院を受診する患者
「特別の料金」	初診	医科・歯科：5,500円 → <u>7,700円（税込）</u>
	再診	医科・歯科：2,750円 → <u>3,300円（税込）</u>

※ 救急車などで受診された場合は、この限りではございません。

ご理解・ご了承くださいます様、お願い申し上げます。